

亀田病院（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人明和会が開設する亀田病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

【事業の目的】

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第3条 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

【事業所の名称及び所在地】

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 医療法人 明和会 亀田病院
- (2) 所在地 : 神奈川県横浜市西区御所山町77

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 責任者 1名
責任者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
常勤理学療法士 1名
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。
- (3) 事務職員 1名

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

【利用料等その他の費用の額】

- 第7条 1 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割～3割とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。
通常の実施地域を超えた範囲で、当院からの距離2kmまでを500円とする。
2kmを超えた範囲については、実費交通費を踏まえてその都度相談する。
なお、同一居宅において続けてサービスを提供する場合、交通費の徴収は1回分のみとする。
- 3 交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

- 第8条 通常の事業の実施地域は、西区内の御所山町、戸部町、花咲町、戸部本町、桜木町、みなとみらい、高島町、平沼、紅葉ヶ丘、宮崎町、中央、伊勢町、西戸部町、西前町、老松町とする。

【緊急時における対応方法】

- 第9条 1 理学療法士等は訪問リハ実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告する。

【相談・苦情処理】

- 第10条 1 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

【事故発生時の対応】

- 第11条 1 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

【個人情報の保護】

- 第12条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第13条 1 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 継続研修 年 2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の病院が定めるものとする。

(附 則) この規定は、平成28年12月1日から施行する。

令和元年6月1日第7条、第8条 改定・施行